

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	上東 宏一郎
【住所又は本店所在地】	兵庫県芦屋市親王塚町
【報告義務発生日】	令和4年1月25日
【提出日】	令和4年4月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	住所変更のため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本金銭機械株式会社
証券コード	6418
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上東 宏一郎
住所又は本店所在地	兵庫県芦屋市親王塚町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目27番15号

【個人の場合】

生年月日	
職業	取締役社長
勤務先名称	上東興産株式会社
勤務先住所	兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目27番15号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市平野区西脇2丁目3番15号 日本金銭機械株式会社 渡邊裕貴
電話番号	06(6703)8400

(2)【保有目的】

発行会社元役員であり、安定株主として長期保有を目的とする。

(3)【重要提案行為等】

--

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	2,437,246		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	2,437,246	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,437,246
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年4月11日現在）	V	29,662,851
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		8.22
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		9.14

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成14年8月5日	株券	1,508,000	9.24	市場外	処分	2030
平成14年8月6日	株券	1,491,000	9.13	市場外	取得	2030
令和3年11月8日	株券	270,000	0.91	市場外	処分	736

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,478,630
--------------	-----------

借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,478,630

平成14年5月20日付株式分割(1:1:1)による取得

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	上東興産株式会社
住所又は本店所在地	兵庫県尼崎市武庫之荘2丁目27番15号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和44年11月20日
代表者氏名	上 東 宏一郎
代表者役職	取締役社長
事業内容	不動産業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市平野区西脇2丁目3番15号 日本金銭機械株式会社 渡邊裕貴
電話番号	06(6703)8400

(2)【保有目的】

創業者一族の財産管理会社であり、安定株主として長期保有を目的とする。

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,661,713		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,661,713	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,661,713
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年4月11日現在)	V	29,662,851
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		15.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.11

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成14年8月5日	株券	31,000	0.19	市場外	取得	2030
平成14年8月12日	株券	23,380	0.14	市場外	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

担保契約 大和銀行 難波支店 200,000株

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	62,930
借入金額計(X)(千円)	466,250
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	529,180

平成7年5月19日付株式分割(1:1:1)、平成8年5月20日付株式分割(1:1:1)、平成9年5月20日付株式分割(1:1:1)、平成10年5月20日付株式分割(1:1:1)、平成12年5月19日付株式分割(1:1:1)、平成13年5月18日付株式分割(1:1:1)及び平成14年5月20日付株式分割(1:1:1)による取得

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
大和銀行 難波支店	銀行	支店長 西田 廣	大阪市中央区難波3-6-11	2	466,250

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 上東 宏一郎
- (2) 上東興産株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	7,098,959		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			

株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	7,098,959	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,098,959
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年4月11日現在)	V	29,662,851
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		23.93
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.25

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
上東 宏一郎	2,437,246	8.22
上東興産株式会社	4,661,713	15.72
合計	7,098,959	23.93